

令和7年度 向原小学校いじめ防止基本方針

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命、身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであり、絶対に許されない行為である。しかし、いじめは、どの学校にも起こり得るものであり、全国的に深刻な状況が続いている。

本校では、「いじめ防止対策推進法」（平成25年法律第71号。以下「法」）第12条の規定及び国の「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成25年10月11日文科科学大臣決定）・「東京都いじめ防止対策推進基本方針」（平成26年7月10日東京都・東京都教育委員会決定）に基づき、いじめ防止のための対策を総合的かつ効果的に推進するために「目黒区立向原小学校いじめ防止基本方針」（以下、「学校基本方針」）を策定する。

1 「学校いじめ防止基本方針」の策定

いじめの問題は、心豊かで安全・安心な社会をいかにつくるかという学校を含めた社会全体に関する国民的な課題であり、いじめ問題への対応は、学校における最重要課題の一つである。学校基本方針は、こうした学校におけるいじめの問題を克服し、児童の尊厳を保持する目的のもと、目黒区・教育委員会、区立学校、家庭、地域社会その他の関係機関が相互に連携し、いじめの未然防止、早期発見、早期対応、重大事態への対応のためのいじめ防止等の総合的な対策を効果的に推進するための基本的な方針を定める。

2 「学校いじめ対策委員会」の設置

学校は、いじめ防止対策推進法に基づき、当該学校におけるいじめ防止等に関する措置を実効的に行うため「学校いじめ対策委員会」を設置する。学校いじめ対策委員会は、いじめ対策について意思決定を行い、全ての教員が一致団結していじめの問題に取り組むための中核的役割を果たす。いじめの問題には、学級担任等が個々に取り組むのではなく、組織的に対応する必要がある。また、いじめ問題が複雑化・多様化する中、学校だけでは対応しきれない場合は、「学校いじめ対策委員会」を支援する組織として「学校サポートチーム」を設置する。

（１）「学校いじめ対策委員会」の構成員

校長、副校長、主幹教諭、教務主任、生活指導主任、学年主任、養護教諭、当該学年教員、スクールカウンセラー、から構成される。

（２）「学校いじめ対策委員会」の役割

学校いじめ対策委員会は、学校で発生したいじめに対して、次に掲げる対応を組織

的に行うものとする。

ア 学校基本方針に基づく取組みの実施及び具体的な年間計画の作成

イ 具体的で実効性のある校内研修の企画

ウ 実態把握及び情報収集

エ いじめが生じた際の指導や支援の体制・対応方針の決定等組織的な対応

オ いじめ事案に関する事実関係の調査

カ 再発防止に向けた取組みの実施

なお、当該組織は、学校基本方針の策定及び見直し、各学校で計画した取組みの進捗状況のチェック、必要に応じた計画の見直し等、各学校のいじめ防止等の取組みについて、PDCAサイクルで検証する。

(3) 学校サポートチームの構成員

学校サポートチームは、警察職員、児童相談所児童福祉司、子ども家庭支援センター職員、民生・児童委員、学校医、スクールソーシャルワーカー等から構成される。

3 学校におけるいじめの防止等に関する取組み

いじめは、どの学校でも起こり得るという認識の下、区・教育委員会、学校、家庭、地域社会その他の関係機関は、日常的に未然防止に取り組むとともに、いじめを把握した場合には、速やかに解決する。とりわけ、子どもの尊い命が失われることは決してあってはならず、早期発見、早期対応を基本として取り組んでいく。いじめられた児童の心に寄り添った対応を第一に考えて取り組んでいくことが何よりも大切である。併せて、加害側の児童に対しても指導をしっかりと行う。ただ、「いじめは駄目だ」と繰り返すだけでなく、なぜそのような考えをもったり行為を行ったりしたのかを十分に聞き取り、必要に応じてスクールカウンセラー等による相談を実施するなど、加害側の児童が二度といじめをしないように粘り強く指導をしていく。

(1) いじめの未然防止

いじめは、どの学校にも起こりうることから、全ての児童を対象として、いじめを許さない校風の醸成を通して、いじめの未然防止に取り組む。また、未然防止の基本として、児童同士の心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍ができるよう、授業づくりや集団づくりを行う。

また、集団の一員としての自己有用感を高めることにより、互いのよさや可能性を認め合い、一人一人が互いの人権を尊重しあうような意識及び態度の育成を図るとともに、教職員の言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、指導のあり方に細心の注意を払う。

次に掲げる取組みを計画的に行うことで、児童及び教職員の意識を高め、いじめを許さない校風づくりにつなげていく。

- ア 「目黒区立学校人権感覚チェックシート」や「人権教育プログラム（学校教育編）」を活用したセルフチェックや校内研修の実施を通じた教員の資質向上
- イ 人権教育や道德教育の充実を図るとともに、思いやりの心、生命・人権を大切にす
る態度の育成
- ウ 授業改善プランの作成・実施をとおした丁寧で分かりやすい授業の実践
- エ 言語活動、体験活動等をとおしたコミュニケーション能力の育成
- オ 学校行事・学級経営の充実を図るとともに望ましい集団活動の育成
- カ 学級活動（係活動や班活動等）の充実を図るとともに、望ましい人間関係の構築に
向けた支援
- キ 委員会による学校生活をよりよいものにする活動の実施・充実
- ク 縦割り班等の異年齢集団による体験活動や遊び等の活動の充実
- ケ いじめについて、児童が主体的に考える未然防止等の活動の充実
- コ 「いじめ問題を考えるめぐろ子ども会議」の実施及び事前・事後の取組みの充実
- サ 児童会や地域等の主催によるあいさつ運動やボランティア活動等の実施・充実

（２） いじめの早期発見

いじめは大人の目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階からの的確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知することが必要である。

そのためには、日頃からの児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つとともに、教職員相互が積極的に児童の情報交換を行い、情報を共有することが大切である。併せて、学校は定期的なアンケート調査、教育相談等いじめを見つけるため、次のような積極的な取組みを行う。

ア 定期的なアンケート調査の実施

学校は年２回の記名によるアンケート調査及び年１回の無記名による調査を行う。

イ 定期的な個人面談の実施

学校は、児童と学級担任やスクールカウンセラー等との個人面談を行い、児童の表情を見ながら、本人や友人のこと、学級、部活動のことなどを把握する。

ウ 全教員による校内巡回等をとおした児童の観察

学校は、学級経営を学級担任まかせにせず、管理職、スクールカウンセラーや全教

員が校内巡回等を行い、複数の教員で学級を支援し、複層的な視点から、児童の変化をいち早く把握し、いじめの未然防止及び早期発見につなげるとともに、学校全体で児童を見守っているというメッセージを発する。

エ 学校だよりや保護者会の積極的活用

いじめに対する学校の取組姿勢を保護者に理解してもらうことが、保護者からの早期の情報提供につながることから、学校は、学校だよりや保護者会により、日頃から「学校いじめ防止基本方針」等について説明を行う。

オ 保護者への支援・助言

いじめの問題に悩む保護者が相談しやすい環境を整え、教員及びスクールカウンセラー等により保護者への適切な支援・助言を行う。

カ 児童館、学童保育クラブ及びランドセル広場との連携

放課後における児童の様子について把握するため、学校は、児童館、学童保育クラブ及びランドセル広場に対し、児童の活動の中でいじめが疑われる場合は、直ちに情報の提供を依頼する。

(3) いじめへの早期対応

いじめを認知し、又はいじめの通報を受けた場合は、特定の教職員で抱え込まず、いじめを受けた児童を徹底して守り通すことを前提として、次のような組織的な対応を速やかに行う。

ア いじめを受けた児童に対しては、事情や心情を聴取し、児童の状態に合わせた継続的なケアを行う。いじめた児童に対しては、事情や心情を聴取し、当該児童が抱える課題や悩みを理解する等の教育的配慮の下、再発防止に向けて毅然とした態度で適切に指導するとともに、児童の状態に応じた継続的な指導及び支援を行うことが必要である。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。

イ いじめが暴行や傷害等犯罪行為に当たると認められる場合や、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあると認められる場合等は、直ちに警察に通報して、被害児童を守る。その際は、学校での適切な指導・支援を行い、被害児童及び保護者の意向にも配慮した上で、警察に相談・通報し、連携して対応する。

ウ 学校は、いじめ実態調査等を通じて把握した情報に基づき、いじめの解決のための適切な対応方針を決定し、学校全体で対応方針を共有して取り組む。迅速に組織的な対応を行うため、学校いじめ対策委員会を核として、緊急に会議を開催し、情報の共有を図るとともに、いじめを受けた児童への支援、いじめを行った児童への指導、周囲の児童へのケアについて、教職員の役割分担の明確化を図る。

エ 学校は、把握した情報に基づいて「いじめに関する児童の記録(個票)」を作成し、

学校全体で共有するとともに、教育委員会への提出をもって教育委員会とも情報共有を図る。

オ いじめは簡単には解決しないことを認識し、指導後も十分に様子を見守っていく必要がある。いじめの指導後、問題が一見解決したかに見えても、表面的に収まっているだけであるということも考えられる。二次的ないじめの発生を抑え、いじめを陰湿化させないためにも、事後も被害児童への定期的なカウンセリング等を行い、粘り強く見守り続ける。

(4) 特別な支援を必要とする児童への配慮

特別支援学級に在籍する児童又は通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする児童の中には、他の児童との間に何らかのトラブルが生じた際に、その事実を表現することが困難な場合がある。

このような児童に対するいじめを未然に防止したり、発生したいじめを早期に発見し、解消を図ったりするには、各学校の全教職員による支援体制の構築が不可欠である。そのためには、当該児童に係る情報を全教職員で積極的に共有できる機会を確保する。

また、いじめを許さない豊かな心を育てていくため、個々の児童を尊重する教育の推進が必要であり、次の点に意識しながら特別支援学級と通常の学級との交流及び共同学習をより積極的に推進していくことが大切である。

ア 交流学級担任と特別支援学級担任の連携

交流学級担任と特別支援学級担任は、相互の連携を密に行い、それぞれの学級での発言内容、表情及び行動の変化等について情報を交換する。また、個別指導計画の内容や、交流及び共同学習の目標並びに進め方等について、指導方針を共有する。

イ 常に教員の目が行き届く見守り体制づくり

清掃活動、休み時間、給食準備、朝の会（帰りの会）等、担任一人で見守ることが困難な時間帯については、全教職員で対応できるよう体制づくりを行う。

ウ 全教職員での情報共有

職員会議や教育相談部会等の場を活用し、当該児童に係る情報を全教職員で積極的に共有できる機会を確保する。

(5) インターネットを通じて行われているいじめへの対応

発信される情報の高度の流通性、発信者の匿名性その他インターネットを通じて発信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処されるようにする。

ア メールやＬＩＮＥ、ＳＮＳ等のメディアの特殊性による危険性やトラブルについて、最新の動向を把握し、全教職員で情報モラル教育を実施するとともに、児童、保護者、地域への啓発に努め、インターネットを使ったいじめの未然防止を図る。

イ 保護者会や、家庭教育学級の研修会等でメールやＬＩＮＥ、ＳＮＳ等のメディアの特殊性による危険性やトラブルについてなどの話題を取り入れたりしながら家庭への啓発を図っていく。また、東京都の「ファミリールール」なども適宜取入れたりする。

ウ メールやＬＩＮＥ、ＳＮＳ等のメディア利用によるいじめを認知した場合は、書き込んだ文章や画像の削除等の迅速な対応を図るとともに、関係機関と連携して早期発見、早期対応に努める。

4 重大事態への対処についての取り組み

(1) 重大事態の定義

いじめによる重大事態とは、次のような事態をいう。

ア いじめにより当該学校に在籍する児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた、又はその疑いがあると認められる場合。

(ア) 児童が自殺を企図した場合

(イ) 身体に重大な傷害を負った場合

(ウ) 金品等に重大な被害を被った場合

(エ) 精神性の疾患を発症した場合

(オ) その他重大な被害が生じた疑いがあると認められるとき

イ いじめにより当該学校に在籍する児童が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められる場合。

相当の期間とは、国の問題行動調査における不登校の定義を踏まえ、年間３０日を目安とする。一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手する。

児童や保護者から、いじめを受けて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」又は「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして、教育委員会教育指導課に報告した上で、調査等に当たる。

(2) 重大事態の報告

学校は、重大事態と思われる案件が発生した場合には、直ちに目黒区教育委員会、東京都教育委員会を通して、文部科学省に報告する。

(3) 重大事態の調査組織

ア 調査組織

学校に設置している「学校いじめ対策委員会」を母体として学校サポートチームを加えるなど、公平性・中立性の確保に努めた構成により、学校長が調査組織を設置して調査を行う。

イ 調査方法

(ア) いじめを受けた児童からの聴き取りが可能な場合

いじめを受けた児童から十分に聴き取るとともに、在籍児童や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行う。

その際、個別に事案が明らかになったり、被害児童の学校復帰が阻害されたりすることのないよう配慮し、いじめを受けた児童や情報を提供した児童を守ることを最優先した調査を実施する。

調査による事実関係の確認とともにいじめを行った生徒への指導を行い、いじめ行為を止める。いじめを受けた児童に対しては、事情や心情を聴取し、いじめを受けた児童の状況にあわせて継続的な対応を行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等をする。

(イ) いじめを受けた児童からの聴き取りが不可能な場合

当該児童の入院や死亡など、いじめを受けた児童からの聴き取りが不可能な場合は当該児童の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者に今後の調査について協議し、調査に着手する。

調査は、あくまでも学校が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の再発防止を図るものである。

5 いじめ防止に向けた取組指導の年間計画

学校は、いじめ防止等に関わる取組について年間計画を作成し、保護者会や学校だより等の様々な機会をとらえて説明していく。

いじめ防止等に向けた年間計画

	児童等	教職員	保護者等	留意事項等
4月	- 学級開き - 新入生を迎える会 - 学級目標づくり	- 学年間引継 - 基本方針確認 - SC紹介		年度当初にあたり、校長や学級担任からいじめを許さない学校・学級づくりについて講話する。

		・ 保護者会	・ 保護者会	
5 月	・ S C による児童観察 ・ 5 年生全員面談			・ 学校全体の状況把握を S C の立場から行うことで助言をもらい、危機意識を高める。
		・ 学級経営研修会①		・ 学級の児童の人間関係の構築、配慮児童への手だてなど関する研修を実施する。
6 月	【ふれあい月間①】 ・ i-check①実施 ・ いじめに関する記名アンケートの実施①	・ 生活指導全体会① ・ 学校公開 ・ 児童館・学童クラブとの連携 ・ 学校いじめ対策委員会① ・ いじめ報告①	・ 学校評議員会	・ 問題行動の見られる児童や配慮の必要な児童についての情報共有をする。 ・ 学級や学年、及び学校全体の傾向を把握する。 ・ 保護者・地域住民の代表者へ学校教育の現状を伝え、理解と協力を得る場として活用する。 ・ 児童館・学童クラブとの連携を密にし、情報交換を行う。
7 月		・ 個人面談①	・ 個人面談①	・ 保護者と児童の

		・ 校内研修会実施（人権プログラムを活用）		学校での生活状況や家庭での生活の様子についての情報を交換し、協働して子育てを行う意識を共有する場とする。
8月				
9月	・ 道徳授業地区公開講座	・ 保護者会 ・ 道徳授業 ※道徳の授業については、学習指導案（略案）を作成し、交換するなど、校内ＯＪＴの一環として取組む。	・ 保護者会 ・ 道徳授業地区公開講座 ・ 学校評議員会	・ 道徳授業を公開し、道徳授業と道徳教育について、学校・保護者・地域が共に考える機会を設ける。 ・ 保護者・地域住民の代表者へ学校教育の現状を伝え、理解と協力を得る場として活用する。
10月		・ 学級経営研修会②		・ 学級の児童の人間関係の構築、配慮児童への手だてなど関する研修を実施する。
11月	【ふれあい月間②】 ・ i-check②実施 ・ いじめ無記名式	・ 学校いじめ対策委員会② ・ いじめ報告②		・ 学級や学年、及び学校全体の傾向を把握する。

	アンケートの実施			
12月	いじめ問題を考えるめぐろ子ども会議	生活指導全体会②	地域教育連絡協議会	- 問題行動の見られる児童や配慮の必要な児童についての情報共有をする。 - 目黒南中校区の小学生・中学生が自分たちの考えを交流し合い、いじめを根絶する態度を養う。 - 目黒南中校区の保護者・地域住民の代表者と学校教育の現状を話し合う場として活用する
1月				
2月	いじめに関する記名アンケートの実施②	- 学校公開 - 学校いじめ対策委員会③ - いじめ報告③ - 個人面談②	- 学校評議委員会 - 個人面談②	保護者・地域住民の代表者へ学校教育の現状を伝え、理解と協力を得る場として活用する。
3月		保護者会	保護者会	
通年	- 校長による全校朝会の講話 - スクールカウンセラーや担任と	管理職等による見回り・授業観察等	スクールカウンセラーや担任との面談・相談	

	の面談・相談 ・ 道徳の授業 ・ 学年・学級指導			
--	--------------------------------	--	--	--